

一般賛助会員規約

第1条【目的】

本規定は、一般社団法人労務対策支援協会（以後、「当協会」という。）が設置する会員制度の運営等について必要な事項を定め、会員の当協会に対する協力・理解を高めることにより、当協会の事業活動の推進に資することを目的とする。

第2条【会員定義】

一般賛助会員は、当協会の事業に賛同し、かつ当協会の会員サービスを希望し、自らの事業の質を向上させたい法人又は個人事業主とする。

第3条【入会方法】

会員たる資格を有する者は、当協会に入会申込書を提出し、当協会の承認を得た上で入会することができる。

第4条【入会の可否】

当協会の理事会において、第3条で行われた申込みについて審議し、入会するに不適格と判断した場合は否認できるものとする。

第5条【会員資格の喪失】

会員が以下の事項に該当した場合には、その資格は喪失する。

- (1) 当該会員が会員資格を返還した場合
- (2) 当該会員が成年被後見人又は被保佐人になった場合
- (3) 当該会員の死亡（特別失踪、普通失踪宣告を含む）又は解散した場合
- (4) 当該会員が6ヵ月以上の会費を滞納した場合
- (5) 当該会員が除名された場合
- (6) 当協会の理事会において決議した場合

第6条【除名】

一般賛助会員が当協会の名誉を棄損し、若しくは当協会の目的に反する行為があった場合、又はモラルやコンプライアンスに違反する等の除名すべき正当な事由が発生した場合、当協会は当該会員を除名処分できる。

第7条【入会金】

当協会の一般賛助会員として入会を希望する法人又は個人事業主は、入会金として

22,000 円（税込み）を納付しなければならない。但し、消費税率に変更があった場合、入会金額も変更になるものとする。

第 8 条【会員費】

当協会の一般賛助会員として加入した者は、毎月、以下の決められた会員費を支払わなくてはならない。但し、一定の条件を満たした場合、特別の割引をされることもある。

又、毎月の会員費は、口座引き落としで行なうものとし、引き落とし日は、毎月 27 日とする。但し、27 日が土日、祝日に重なった場合は、翌日か翌々日にスライドする。

<会費>

従業員数 50 名未満の企業	33,000 円（税込み）～
従業員数 50 名以上の企業	55,000 円（税込み）～

※サービス内容をオーダーメイドした場合は、上記金額に上乘せする。

※消費税率に変更があった場合、月会費の金額も変更となる。

第 9 条【退会】

会員が当協会から退会を希望する場合は、所定の退会届を当協会に提出し、理事会にて承認されなくてはならない。

第 10 条【入会金や月会費の不返還】

第 7 条及び第 8 条に定める入会金と月会費は、除名や退会を理由に返還はしないものとする。又、毎月の会費については、除名や退会が承認された月まで請求するものとする。

第 11 条【会費の発生事由】

一般賛助会員の毎月の会費は、当協会の都合によってサービスを提供できなかった場合を除き、発生する。但し、当協会と会員が合意した場合、日程の変更をすることができる。双方は可能な限り、日程変更に協力的に応じるものとする。やむを得ず、当月にコンサルティングを受けられなかった場合、翌月に 2 ヶ月分のコンサルティングを実施する。

第 12 条【特別賛助会員への特別移行措置】

一般賛助会員が当協会からの連絡に応じず、音信不通の状態が 6 ヶ月継続した場合、それまでに支払った月会費の 6 ヶ月分の会費を自動的に特別賛助会員の年会費として充当する。この特別移行措置中は特別賛助会員扱いとなり、別に規定する特別賛助会員

規約に定めるサービスを特別移行措置開始から 2 年間受けられるものとする。但し、2 年間の経過し、その間も音信不通状態の場合は自然退会とする。

第 13 条【一般賛助会員サービス】

当協会が一般会員に向けて行なうコンサルティングサービス内容は、以下の通りとする。

＜コンサルティングサービス＞

- ・雇用対策支援業務

⇒求人募集や採用方法、労務管理アドバイス、厚生労働省管轄の助成金提案

- ・人材開発支援業務

⇒後継者や従業員に対するキャリアアップ研修や営業強化研修の実施

- ・安全衛生対策支援業務

⇒安全衛生委員会運営のサポートや安全衛生準備室（従業員数 50 名以下の会社における安全衛生委員に代わる組織）の運営サポート

- ・専門家紹介支援業務

⇒弁護士や社労士、司法書士、行政書士などの士業はもちろんのこと、建設業、販売業、ファイナンシャルプランナーなど各専門家との引き合わせ

- ・経営相談支援業務

⇒新規事業や資金繰り、資産運用やリスク管理など各分野の情報提供や相談

第 14 条【責任の所在】

当協会が提供する第 13 条に定めるサービスは、一般賛助会員の経営や営業等の事業活動や雇用面や労務面のサポートを目的とする。そのため当協会から提供されるサービス内容を採用するか否かは会員の自由であり、最終判断と責任は会員に委ねられるものとする。

第 15 条【個人情報の取扱い】

当協会及び各会員は、様々な業務を遂行する過程で知り得た個人情報を厳重に管理し、これを外部に漏洩させてはならない。但し、個人情報保護法により、情報の開示が適正であると判断される場合はこの限りではない。

第 16 条【秘密保持義務】

当協会及び各会員は、本規約に関連した業務で知り得た、技術上・経営上その他情報

を及び秘密を他の当事者の承諾がない限り、第三者に漏洩又は開示をしてはならない。
但し、以下のものはこの限りではない。

- (1) 他の当事者から知得する以前に既に所有していたもの
- (2) 他の当事者から知得する以前に公知のもの
- (3) 他の当事者から知得した後に、自己の責めに帰さない事由によって公知とされたもの
- (4) 他の当事者から知得した後に、開示された情報と関係なく独自に開発されたもの
- (5) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わずに知得したもの

尚、前項の規定は、本契約が終了したとしても、継続するものとする。

第 17 条【その他】

各会員について、本規約に定めがない事項で必要な事項は理事会で決定する。

第 18 条【紛争時】

当協会及び一般賛助会員は、本規約に基づく業務に関して紛争が生じた場合、第一審は岐阜地方裁判所で行なうものとする。